

葛飾区保育所の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年6月23日

葛飾区長

葛飾区条例第43号

葛飾区保育所の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区保育所の保育料等に関する条例（昭和62年葛飾区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（支給認定教育・保育に係る保育料等）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 区立保育所における支給認定教育・保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る保育料は、0円とする。

第4条の見出しを「（緊急等保育に係る保育料等）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 区立保育所における法第28条第1項第1号に掲げる場合に行う特定教育・保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る保育料は、0円とする。

第5条の見出しを「（特別利用保育に係る保育料等）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 区立保育所における特別利用保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る保育料は、0円とする。

第6条中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改める。

第8条の見出し中「区立保育所保育料等」を「延長保育料等」に改め、同条中「、区立保育所支給認定教育・保育保育料、区立保育所緊急等保育保育料、区立保育所特別利用保育保育料」を削り、「区立保育所保育料等」を「延長保育料等」に改める。

第9条及び第10条中「区立保育所保育料等」を「延長保育料等」に改める。

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の第3条第2項、第4条第2項、第5条第2項、第8条及び第10条の規定は、令和7年9月分以後の月分の保育料について適用し、同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。